

観世元章の演目分類

表 きよし

十五世観世大夫元章は明和改正謡本の総目録たる『二百拾番謡目録』を刊行したが、元章手沢の特製本が観世文庫に蔵されており、それには様々な書き込みがあることを『鎮仙』406号(平成4年10月)で紹介した。この書き込み(以下「加筆」と略記)には演能順に関するものがあり、元章の演目分類を知る手掛かりとなるので、少しく検討してみたい。

演能順に関する加筆があるのは二百十曲のうち六十五曲で、「御慰ノ時初能ニモ」「翁無ノ時初能ニ仕候」「四番目五番目ニモ」といった形である。『二百拾番謡目録』に収録された個々の曲には演能順が明記されていないが、曲名はおおよそ初番目に上演する曲から二番目・三番目という順に配列されているらしく、本来の演能順と異なる位置での上演が可能なる曲について加筆したらしい。

加筆の中でも目立つのは初番目に関するものである。「御慰ノ時初能ニモ」とあるのは〈三輪・龍田・小塩・雲林院・邯鄲・山姥・春日竜神・阿古屋松・蟻通・雨月・布留・道明

寺・室君・輪蔵・張良・明王鏡・小鍛治・国棟・玄上〉の十九曲で、ほとんどが今日の五番立分類では初番目物に属さない曲である。

慰み能はいわゆる式能とは違って娯楽としての能であり、通常は冒頭に〈翁〉がなく、上演される曲数も多いため、初番目も脇能に限定しない多彩な番組構成だったらしい。「翁無ノ時初能ニ仕候」とあるのは〈西王母・東方朔・鶴亀・枕慈童・金札〉の五曲で、初番目物ではあるが〈翁〉に続けては上演しにくい構成の曲が多い。

そのほか「二番目ニモ」とあるのが三曲、「三番目ニモ」が十曲といった具合だが、「四番目五番目ニモ」という加筆が二十八曲と多く、このうち二十一曲は本来三番目だが四番目・五番目でも上演できるという意味に解される。これには今日では四番目物に分類される〈玉葛・浮舟〉も含まれており、三番目の範囲が今日より広いように思われる。

これらの加筆が当時の演能実態に則しているのか、演能記録と照合して確認する必要がある。

あるが、全曲を検討するほどの紙数がないので、内百番・外百番・習十番のうち、すべてに曲に加筆があり、「三番目ニ仕候」といった形で本来の上演順が明記されている習十番について、元章の活躍期を中心に演能記録と照合してみよう。演能記録は江戸城内での演能を詳細に記録した鴻山文庫蔵『ふれながし御能組』に拠り、宝暦から天明(一七五一〜一七八九)の約四十年分を対象とした。

今日では三番目物に分類される〈桧垣・娯葉・関寺小町〉には、「三番目ニ仕候」との加筆がある。演能記録を見ると〈桧垣〉は宝暦10年2月21日公家衆御馳走能(能五番)、明和3年(一七六六)5月27日徳川家基元祝儀能(能五番)、安永4年(一七五五)10月27日奥能(能八番)など五回の記録があるが、いずれも三曲目に上演されている。〈娯葉〉は明和5年5月27日奥能(能七番)と安永7年2月18日奥能(能七番)の二回のみであり三曲目の上演である。〈関寺小町〉は宝暦9年11月6日奥能(能五番)、明和9年4月2日奥能(能七番)、安永10年8月13日奥能(能八番)の三回で、こちらもすべて三曲目に上演されている。この三曲は加筆通り三曲目以外には上演されないらしい。(催しの番数には祝言能を含む)

「三番目ニ仕候又四五番目ニモ」と加筆されているのは〈卒都婆小町・碓・木賊・恋重

荷)の四曲である。いずれの曲も今日では四番目物に分類される。〈卒都婆小町〉は宝暦5年8月27日など奥能(能七番から八番)を中心に五回の記録があり、三曲目の上演が三回、五曲目の上演が二回である。〈砧〉は安永4年10月18日西丸能の四曲目(能七番)、安永9年

4月22日奥能の三曲目(能九番)に上演されている。〈木賊・恋重荷〉はシテの性格からすると今日の分類では三番目物には含めにくい曲だが、〈木賊〉は明和元年閏12月25日奥能(能七番)など三回の記録とも三曲目に上演されている。〈恋重荷〉は当時は観世のみの所演曲で、観世でも元章の祖父滋章の頃に復活させた曲であるが、宝暦以前の延享4年(一七四七)8月22日本丸奥舞台(開き能(能七番)と安永5年10月25日西丸能(能七番)の二回の記録ではどちらも三曲目の上演である。元章の言う「三番目」が今日の五番立分類の三番目物とは異なる範囲を持つことが知られる。

「四番目ニ仕候又五番目ニモ」と加筆されているのが〈道成寺・石橋〉である。加筆全体からすると元章の時代には四番目と五番目の区別はまだ明確ではないように見受けられるが、この二曲は四番目と五番目のどちらでも上演できるものの、本籍を四番目に置くという形で区別されている点が興味深い。どちらも演能記録の多い曲だが、〈道成寺〉は二十

三回の記録のうち、安永2年9月18日西丸能の六曲目(能七番)と明和元年12月13日西丸能の五曲目(能七番)の二例を除いては、上演曲数が五番の場合も七番の場合も四曲目に上演されている。〈石橋〉も十三回の記録のうち二回のみが五曲目で他は四曲目である。

〈警〉には「四番目ニ仕候又五番目ニモ或三番目ニモ」と加筆されていて、上演順が他曲よりも多様である。演能記録は二回のみで、宝暦11年4月19日奥能では四曲目(能七番)、明和元年8月13日奥能では五曲目(能八番)に上演されている。

以上、習十番について演能記録との照合を行ってきたが、元章の加筆は当時の上演順の実態をほぼ正確に反映しており、どの曲を一日の催しのどの位置で上演するかはかなり細かく意識されていたことが伺える。演目分類という点からすると、元章は初番目から五番目に演目を分類しているものの、催しの性格によっては初番目に上演可能な曲が多く存在し、三番目の範囲が今日よりも広く、四番目と五番目の区別があまり明確ではないという点において、今日の五番立分類とはまだ隔たりがあると考えられる。江戸期から明治期の様々な資料を検討することにより、演目分類の変遷をもう少し明らかにできればと考えている。(国士館短期大学助教授)